入　札　説　明　書

令和８年札幌市告示第3928号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年３月28日財政局理事決裁）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　　令和８年10月19日

２　契約担当部局
〒064-8586　札幌市中央区南４条西10丁目
札幌市消防局総務部施設管理課施設係(電話011-215-2030)
メールアドレス：shisetsu.shobo@city.sapporo.jp

３　入札に付する事項
⑴　役務の名称　　マイナ救急事業用ネットワーク提供業務（令和８年度追加調達分）
⑵　調達案件の仕様等　　仕様書による
⑶　履行期間　　令和８年12月１日（火）から令和９年３月31日（水）まで
⑷　履行場所　　仕様書による
⑸　入札方法
総価で行う。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格
⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
⑶　札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年４月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
⑷　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
⑸　令和８～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」または「情報サービス、研究・調査企画サービス業」のいずれかに登録されている者であること。

５　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記２に同じ
⑵　入札説明書の交付方法
上記２の場所にて交付する。また、下記URLのホームページからダウンロードできる。
https://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/keiyaku.html
⑶　入札書の受領期限
令和８年10月26日15時00分（送付の場合は必着のこと。）

⑷　開札の日時
　令和８年10月27日9時00分
⑸　開札の場所
　上記２に同じ
⑹　入札書の提出方法
　入札書は別紙１の様式で作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
ア　入札書を直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和〇年〇月〇日（〇）〇時〇分開札【役務の名称】の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに上記５⑶の受領期限までに提出しなければならない。
イ　入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和〇年〇月〇日（〇）〇時〇分開札【役務の名称】の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに上記５⑶の受領期限までに提出しなければならない。なお、FAX、電子メールその他の方法による入札は認めない。
ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
エ　代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（別紙２）を入札書とともに提出すること。
オ　入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
カ　本告示案件については、入札に関する一切の権限の委任について、一括して行うことができるものとする。

6　調達案件の仕様等に対する質問及び回答
⑴　提出方法
　書面による持参、送付又は電送、ファクシミリにより提出すること。
⑵　提出先及び提出期限
　上記１の告示日から令和８年10月22日15時00分までに上記２の契約担当部局に提出すること。
⑶　回答書の閲覧
　上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、消防局ホームページに掲載する。

7　その他
⑴　入札保証金　　免除する。
⑵　契約保証金　　要
　契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額を一年間に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。
　なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。
　ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
⑶　入札の無効
ア　本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年９月10日管財部長決裁）第８項各号の一に該当する入札は無効とする。
イ　札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出が

なされなかったときは、当該入札は無効とする。

⑷　入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

⑸　開札

ア　入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

⑹　落札者の決定方法

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

⑺　入札者に要求される事項

入札参加者は、本説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

⑻　落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付せず、又はこれに代える担保を提供しなかったとき。

ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

⑼　免税業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（本市様式）を提出しなければならない。

⑽　契約書の作成

ア　一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑾　契約条項

別紙３のとおり

⑿　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所

上記２に同じ

イ　その他

提出は、持参又は送付とする。

以上